

平成26年2月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ワ)第20084号 特許権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月29日

判 決

東京都千代田区<以下略>

原 告	三 菱 電 機 株 式 会 社
同訴訟代理人弁護士	近 藤 恵 嗣
	重 入 正 希
同訴訟復代理人弁護士	前 田 将 貴
同訴訟代理人弁理士	加 藤 恒
同補佐人弁理士	中 鶴 一 隆
	打 木 達 也

神奈川県伊勢原市<以下略>

被 告	株 式 会 社 ア マ ダ
同訴訟代理人弁護士	高 橋 元 弘
	末 吉 互
同補佐人弁理士	三 好 秀 和
	豊 岡 静 男
	櫻 井 義 宏
	廣 瀬 文 雄

主 文

- 1 被告は、別紙物件目録(2)記載の記憶媒体を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。
- 2 被告は、原告に対し、1565万円及びうち850万円に対する平成22年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを100分し、その1を被告の、その余を原告の各負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙物件目録(1)記載のレーザー加工機（以下「被告製品」という。）を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。
- 2 主文第1項と同旨（以下、別紙物件目録(2)記載の記憶媒体を「本件記憶媒体」という。）。
- 3 被告は、本件記憶媒体であって、別紙データ・フォーマット目録記載のデータ・フォーマットを有する加工条件ファイルを記憶させた記憶媒体において、E1～E9の少なくともいずれかの行の14列目（ラベルであるE1～E9を含む。）のデータとして102を入力し、E102の行の18列目（ラベルであるE102を含む。）のデータとして134を入力した加工条件ファイルを作成してはならない。
- 4 被告は、別紙物件目録(3)記載の加工ノズル（以下「本件加工ノズル」という。）を製造し、販売し、販売のために展示してはならない。
- 5 被告は、原告に対し、82億2115万円及びこれに対する平成22年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、レーザー加工装置を含む電気機械の製造、販売等を業とする株式会社である原告が、レーザー加工機を含む金属加工機械及び器具の製造、販売等を業とする株式会社である被告に対し、被告による被告製品、本件記憶媒体及び本件加工ノズルの製造、販売等が原告の有する3件の特許権（特許第31386

13号，第3512634号及び第3092021号。以下，それぞれを「本件第1特許権」，「本件第2特許権」及び「本件第3特許権」という。)の侵害に当たる旨主張して，特許法100条1項に基づいてこれらの製造，販売等の差止めを求めるとともに，特許権侵害についての損害賠償金82億2115万円（本件第1特許権につき75億6000万円，本件第2特許権につき5億9500万円，本件第3特許権につき6615万円）及びこれに対する不法行為の後である平成22年6月9日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める訴訟である。

前提となる事実，争点及び争点に関する当事者の主張並びに当裁判所の判断は，本件第1特許権につき別添1，本件第2特許権につき別添2，本件第3特許権につき別添3のとおりである。

第3 結論

以上によれば，本件第2特許権に基づく原告の請求は，本件記憶媒体の製造，販売等の差止め並びに1565万円及びうち850万円に対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるので，その限度で認容し，その余を棄却すべきものであり，本件第1特許権及び本件第3特許権に基づく請求は，いずれも理由がないので，これらを棄却することとする。

よって，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 長 谷 川 浩 二

裁判官 高 橋 彩

裁判官 植 田 裕 紀 久